

に伴ひ、第一及び第二の各復員省を廢止して復員廳を設置し、併せて陸海軍武官制の廢止等に因る關係規程の改廢を行はうとするものであつて、別に支障の廉がないから、孰れも此の儘これを可決されて差支ないものと思ふ。

右謹んで、審査の結果を報告する。

議長 (發) 別に御發言もないから、第二議會以下を省略して、直に採決する。本案賛成の各位の起立を請ふ。

(全員起立)

議長 (發) 全會一致で可決された。

○

議長 (發) 次に

貴族院令第一條第三號、第五號及び第六號の議員の任期延長に關する勅令案、貴族院に提出の件、貴族院多額納稅者議員互選規則の臨時特例に關する件

以上の二件を一括して議題に供し、第一讀會
を開き朗讀を省略して、直に審査の結果を報
告せしむ。

報告員 (諸橋)

謹んでこの二件を審査することに、そ

の要旨は左の通りである。

第一 貴族院令第一條第三號、第五號及び第
六號の議員の任期延長に關する勅令
案 貴族院に提出の件

貴族院の伯子男爵議員、帝國學士院會員議
員及び多額納稅者議員の任期は、それぞれ

本年の七月九日、十月九日及び九月二十八
日を以て満了するのであるが、帝國憲法の
改正によつて、貴族院は廢止されることと
なるため、この際改めてこれらの議員の通
常選舉を行ふことは適當でないと考へら
れるので、本件を以て、これらの議員の任期
を、明年二月十日まで延長しようとするの
である。因に、この期日は政府の説明によれ
ば、新憲法施行の前日迄と言ふ意味の由で
ある。

第二 貴族院多額納稅者議員互選規則の臨

時特例に關する件

貴族院多額納稅者議員互選規則の現行規定によつて、貴族院多額納稅者議員互選人名簿の調整期日は選舉を行ふ年の六月一日、その縦覽期間は七月二十日より十五日間、その確定期日は八月三十一日、選舉執行の期日は九月十日と定められた。また、議員に闕員を生じ補闕選舉を行ふべき勅命があつたときは、右の互選人名簿は、その調整期

日の五十日目に當る縦覽開始の日から四十日を経過して確定し、確定の日から十日目に選舉を行ふべきものとされてゐるのであるが、第一の件による貴族院多額納稅者議員の任期延長が實施されると、その通常選舉を行ふ必要がなくなると同時に、若し現任議員に闕員を生じたときは、これを迅速に補充し、今秋開會を豫定されてゐる臨時議會における重要法案の審議に遺憾なからしめるべきであるから、本件を以て、

議長(鈴木) 別に御發言もないから、第二讀會以下を省略して、直に採決する。本案賛成の各位の起立を請ふ。

(全員起立)

議長(鈴木) 全會一致で可決された。

○

議長(鈴木) 次に

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律)中まだ施行し

てゐない部分の廢止に關する法律案帝國議會へ提出の件

貴族院令の一部を改正する勅令案貴族院に提出の件

以上二件を一括して議題に供し、第一讀會を開き朗讀を省略して、直に審査の結果を報告せむ。

報告員(諸橋) 謹んでこの二件を審査するに、昨

年四月所謂外地處遇改善の一翼として、朝鮮、臺灣及び樺太に衆議院議員選舉法を施行す